

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第3項及び同条第5項並びに同法第58条において読み替えて準用する第46条第2項の規定に基づき、令和3年におけるまぐろはえ縄漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間を別紙のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。

令和3年5月7日

東京都知事 小池百合子
(公印省略)

まぐろはえ縄漁業

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、まぐろはえ縄漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、別表のとおりとする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、5トン以上20トン未満で許可証に記載された総トン数とする。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、別表のとおりとする。
- (6) 漁業時期は、周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は別表のとおりとする。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和3年6月1日から同年6月15日までとする。

3 許可の基準

別添「令和3年におけるまぐろはえ縄漁業の許可及び起業の認可方針(案)第3の5」のとおり。

4 許可の有効期間

許可の有効期間は、令和3年7月1日から令和4年6月30日までとする。

別表

許可等すべき船舶の数	操業区域	漁業を営む者の資格
4 隻	小笠原海域（孀婦岩と北之島との中間線（北緯 28 度 30 分の線）から南側の小笠原諸島地先海面をいう。）とする。	東京都小笠原支庁管内に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が東京都小笠原支庁管内区域にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和 25 年農林水産省令第 95 号）第 1 条第 9 項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が東京都小笠原支庁管内の区域にある者であること。
10 隻		三重県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が三重県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が三重県の区域にある者であること。
4 隻		和歌山県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が和歌山県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が和歌山県の区域にある者であること。
2 隻		徳島県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が徳島県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が徳島県の区域にある者であること。
3 隻		高知県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が高知県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が高知県の区域にある者であること。
1 隻		大分県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が大分県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が大分県の区域にある者であること。
2 隻		鹿児島県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が鹿児島県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が鹿児島県の区域にある者であること。